

# 外国人や相続人等に対する課税の実務と課題

(公益財団法人) 東京税務協会 住民税専門講師 菊池 誠樹

## はじめに

令和7年度に実施した講義内容が受講生に好評だったということで、今回、機関誌に掲載する機会をいただいた。全国の市区町村で日夜苦悩する税務担当課職員にとって、少しでも参考になれば幸いである。

## I 外国人等に対する個人住民税課税の実務

### 1 外国人等への課税に関する注意点

ここでいう外国人等とは、外国籍の者だけでなく、日本を出入国した日本国籍者も含めて外国人等という。

外国人等への課税に際しては、概ね次のような点に注意が必要である。

- ① 賦課期日現在国内に住所を有するか否か？
- ② 租税条約等による特例に該当するか否か？
- ③ 賦課期日の翌日以後出国者への対応をどうするか？
- ④ どの所得に対して課税すべきか？
- ⑤ 所得税と住民税の取扱いに差異はないか？

今回は、紙面の関係上、①～③について言及していく。

### 2 制度改正に伴う外国人等の取扱い

平成24年度以前は、日本国籍者は住民基本台帳法、外国籍者は外国人登録法と分かれていた。

このため、外国籍者に対する課税の実務については、「外国人等に対する個人の住民税の取扱いについて」(昭和41年5月31日自治府第54号自治省税務局長通達)(旧通知)が発出されており、これを参考にして取り扱ってきた。

平成25年度以降は、住民基本台帳法の一部を改

正する法律ほか関係法令の施行(原則平成24年7月9日)に伴い、外国人登録法が廃止された。

これにより、外国籍者のうち中長期在留者等については住民基本台帳法が適用されることとなり、日本国籍者と同様の取扱いをすることになったため、前記旧通知は廃止された。

また、併せて「取扱通知」が改正され(新通知)、平成24年7月9日から適用されている。

事務処理上、平成24年度以前は、所得税に準じて、日本における居住期間が1年以上か未滿かを納税義務の判断基準とすることが多かったが、平成25年度以降は、居住期間より賦課期日現在における住所の有無が重視されることになり、日本における居住期間が1年未滿であっても、課税すべき事例が増えてきている。

### 3 制度改正後における所得税との関係

所得税の納税義務者は「居住者」となっており(所法5①)、居住者とは「国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて1年以上の居所を有する個人をいう」となっている(所法2①三)。

更に、国内に居住することとなった個人、国外に居住することとなった個人についての「住所の有無」について推定する規定があり、いずれも、国内外に1年以上居住することを要する職業を有するなど、推定要件を規定している(所令14・15)。

このため、平成25年度以降、原則的に賦課期日現在住民基本台帳法の適用を受けるものを納税義務者とする個人住民税と、推定規定のある所得税は、異なる判断基準となる場合がある。

### 4 租税条約による留学生等の免除非課税等

取扱通知には、わが国が締結している租税条約の規定等により特別の取扱いをしなければならない



#### 菊池 誠樹 (きくち せいき)

(公益財団法人) 東京税務協会 住民税専門講師

東京都北区役所入庁後、税務課税務係長、税務課長、介護保険課長などを歴任。平成30年北区役所を定年退職後同年4月から現職。

これまでに、全国の研修機関等からの依頼により住民税の講義を担当し、受講生は延べ7千人に及ぶ。

長年に渡る税務課勤務の経験に基づき、実務に即した講義に定評があり、制度の成立ちやその背景、制度改正の意義などをわかりやすく現場目線で話す語り口は好評を博している。

受講生からは、「今まで受けた研修の中で最もわかりやすい講義だった」、「疑問に思っていたことが解消し、霧が晴れる気がした」、「先輩職員からエールが送られたようで意欲が湧いた」などの感想が寄せられている。

税制度の他、介護保険制度にも精通し、原稿執筆を依頼されることも多い。

主な執筆書籍

『地方税ガイドブック』『地方税ミニガイド』『個人住民税実務の手引』『東京税務レポート』(以上東京税務協会)、『介護保険なんでも質問室』(ぎょうせい)、『介護保険法の手引』『介護サービス事業運営の手引』(以上新日本法規出版)

い場合があることに留意する(取扱通知(市)2章83)との規定があり、条約締結国からの外国人住民については、税法より条約による規定が優先される。

今回は紙面の関係上、留学生等についての免除非課税規定等について説明していく。

#### (1) 留学生等に該当する者

ここでいう留学生等とは、次の①～③のいずれかに該当する者をいう(租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令8①、以下省令という)。

- ① 学校教育法第1条に規定する学校に在学する学生(日本語学校等の各種学校・専門学校等は対象外)
- ② 事業、職業若しくは技術の修習者(技能実習生)
- ③ 政府又は宗教・慈善・学術・文芸若しくは教育団体からの交付金等を受け勉学又は研究を行う者(交付金受給者)。

#### (2) 対象所得

免除や非課税等の対象となる所得には次の二つがある。

- ① 生計、教育、勉学、研究若しくは訓練のための国外からの給付若しくは送金又はその支払を受ける交付金等(省令8①)
- ② 国内に一時的に滞在して行った人的役務の対価としての俸給、給料、賃金その他の報酬(省令8②)

#### (3) 適用時期

租税条約によって税の免除が行われるのは、留学生等のときに得た所得(適用年数を制限する国もある)のみとなるため、留学生等であっても日

本語学校等に通っていた時期に得た給与所得等については、課税対象となる。

#### (4) 不利益取扱いの禁止

わが国が締結している租税条約等においては、原則として、租税に関し相互に内国民待遇を与えるべきことを規定しているから、個人の市町村民税の課税に関しても、課税標準、税率、申告手続き、納付方法等について条例等により同様の状況にある日本国民よりも不利な取扱いとなるような規定を定めることはできない(取扱通知(市)2章84)とされていることから、申告書の受付等の際しても日本人と異なる対応をすることはできない。

#### (5) 免除規定と非課税規定

省令11条は、そのタイトルが「住民税の免除を受ける者の届出」となっているとおり、租税条約により住民税が免除される所得を有する場合の手続き規定が定められている。

一方、対象税目に住民税がない国の留学生等への対応については、次のような通達がある。

「住民税を直接対象としていない租税条約の規定によって所得税を免除するものとされている留学生等の当該免除される所得に対しては、住民税を課税しないものとする。この場合において、これらの者が当該非課税となる所得以外の所得を有しないときは、均等割についても、課税しないものとする(昭和40年6月10日自治省税務局長通達)」

このため、住民税を対象とする国の場合は免除、住民税を対象としない国の場合は非課税ということになる。

#### 〈参考1〉住民税を直接対象とする条約国

ここからは留学生等の免除規定等について、個

別の租税条約を見ていく。対象税目に住民税が含まれている主な国は中国、韓国、ベトナムなどがある。

### 日中租税条約（中国）

#### （1）免除対象者（第21条）

専ら教育若しくは訓練を受けるため又は特別の技術的経験を取得するため一方の締約国内に滞在する学生、事業修習者又は研修員であって、現に他方の締約国の居住者である者又はその滞在の直前に他方の締約国の居住者であった者がその生計、教育又は訓練のために受け取る給付又は所得については、当該一方の締約国の租税を免除する。

#### （2）均等割の取扱い

日中租税条約の適用に際しては、次のような通知が発出されており、所得割が免除対象となる場合は均等割も課税できない。

「日本国政府と中華人民共和国政府との間の租税協定の実施に伴う地方税の取扱いについて」（昭和59年7月12日自治税企第53号自治省税務局長通知）

（協定の適用がある地方税の範囲）

この協定は、住民税（道府県民税、市町村民税をいい、均等割を含む。）について、一般的に適用される。

### 日韓租税条約（韓国）

#### （1）免除対象者（第20条）

① 専ら教育又は訓練を受けるため一方の締約国内に滞在する学生又は事業修習者であって、現に他方の締約国の居住者であるもの又はその滞在の直前に他方の締約国の居住者であったものがその生計、教育又は訓練のために受け取る給付については、当該一方の締約国の租税を免除する。ただし、当該給付が当該一方の締約国外から支払われるものである場合に限る。

② ①に規定する学生は、交付金、奨学金及び勤務による報酬であって現に滞在している一方の締約国に源泉のあるものについても、当該交付金、奨学金及び勤務による報酬の額の合計が年間2万合衆国ドル又は日本円若しくは韓国ウォンによるその相当額を超えない場合には、当該一方の締約国において租税を免除される。ただし、その者は、いかなる場合にも、継続する5年を超える期間当該免除を

受けることはできない。

③ ①に規定する事業修習者は、1年を超えない期間現に滞在している一方の締約国において訓練に関連する実務上の経験を習得するために行う勤務から取得する報酬についても、当該報酬の額が年間1万合衆国ドル又は日本円若しくは韓国ウォンによるその相当額を超えない場合には、当該一方の締約国において租税を免除される。

### 日越租税条約（ベトナム）

#### （1）免除対象者（第20条）

専ら教育又は訓練を受けるため一方の締約国内に滞在する学生又は事業修習者であって、現に他方の締約国の居住者であるもの又はその滞在の直前に他方の締約国の居住者であったものがその生計、教育又は訓練のために受け取る給付については、当該一方の締約国の租税を免除する。ただし、当該給付が当該一方の締約国外から支払われるものである場合に限る。

### 〈参考2〉住民税を直接対象としない条約国

対象税目に住民税が含まれていない主な国はインドネシア、フィリピンなどがある。

### 日尼租税条約（インドネシア）

#### （1）免除対象者（第21条）

- ① 一方の締約国を訪れる直前に他方の締約国の居住者であった次の者
  - ア 当該一方の締約国内にある大学、学校その他の公認された教育機関の学生
  - イ 政府若しくは宗教、慈善、学術、文芸若しくは教育の団体から勉学若しくは研究を主たる目的とする交付金、手当若しくは奨励金を受領する者
  - ウ 事業修習者
- ② 当該一方の締約国に最初に到着した日から5課税年度を超えない期間、次のものにつき当該一方の締約国において租税を免除される。
  - ア 生計、教育、勉学、研究又は訓練のための海外からの送金
  - イ 交付金、手当又は奨励金
  - ウ 当該他方の締約国の居住者である雇用者によって支払われる当該一方の締約国内における人的役務に対する報酬
  - エ 当該一方の締約国内における人的役務に対

する報酬（ウの報酬を除く）で、当該一方の締約国が日本国である場合にあっては年間60万円、当該一方の締約国がインドネシアである場合にあっては年間90万インドネシア・ルピアを超えないもの

- ③ 一方の締約国を訪れる直前に他方の締約国の居住者であった個人であって、当該他方の締約国の企業若しくは①イの団体の使用人として又はこれらの企業若しくは団体との契約に基づき、専ら技術上、職業上又は事業上の経験の習得のため12か月を超えない期間、当該一方の締約国内に一時的に滞在するものは、当該経験の習得に直接関係のある役務に対するその滞在期間の報酬につき、当該一方の締約国において租税を免除される。

ただし、当該個人が海外から受領する報酬と当該一方の締約国内において支払われる報酬との合計額が、当該一方の締約国が日本国である場合にあっては年間180万円、当該一方の締約国がインドネシアである場合にあっては年間270万インドネシア・ルピアを超えない場合に限る。

- ④～⑤ 省略（実際に課税する場合は要確認）

## 日比租税条約（フィリピン）

### （1）免除対象者（第21条）

一方の締約国を訪れた時点において他方の締約国の居住者であった個人であって、主として、

- ① 当該一方の締約国内の大学その他の公認された教育機関において勉学をするため、  
② 職業上の若しくは専門家の資格に必要な訓練を受けるため、  
③ 政府若しくは宗教、慈善、学術、文芸若しくは教育の団体からの交付金、手当若しくは奨励金の受領者として勉学若しくは研究をするため、当該一方の締約国内に一時的に滞在するものは、次のものにつき、当該一方の締約国において租税を免除される。

生計、教育、勉学、研究又は訓練のための海外からの送金、交付金、手当又は奨励金、当該一方の締約国内で提供する人的役務によって取得する所得であって年間1500合衆国ドル又は日本円若しくはフィリピン・ペソによるその相当額を超えないもの。

この規定に基づく特典は、滞在の目的を達成するために合理的又は慣習的に必要とされる期間についてのみ与えられる。ただし、その特典は、いかなる場合にも、①の場合には引き続き5年を超える期間、②及び③の場合には引き続き3年を超える期間、与えられることはない。

## 5 賦課期日の翌日以降に国外転出する場合

### （1）賦課期日及びその翌日以降の国外転出

賦課期日に出国した場合は課税されないが（実務提要P140）、賦課期日の翌日以降に出国した場合には、その納税義務は消滅しないことになる（取扱通知（市）2章4の2）。

このため、国外転出者に対して、様々な手法を駆使して賦課徴収しなければならないが、主なものとして、納税管理人、口座振替、予納がある。

#### ① 納税管理人

当該市町村内に住所等を有しないこととなった場合、納税義務者は納税管理人を定めて申告又は申請しなければならない（市町村長が徴収確保に支障なしと認定した場合を除く）（法300）との規定があり、国外転出者に対する手段としては、最も有効な方法と言える。特別徴収義務者が納税管理人として申告することも可能であり、外国人労働者を多く雇い入れている特別徴収義務者の協力が得られるかが鍵となる場合もある。また、電子申請により海外からホームページ（以下HPと表記）を通じて納税管理人申請を可能にしている市区町村もある。

納税管理人が設定されれば、納税通知書は納税管理人に送達することとなる（法20①ただし書き）。

#### ② 口座振替

例えば、事前に国外転出する旨の申出があった場合、個人住民税は翌年度課税であり、普通徴収の納期は6月から始まる旨及び納付には口座振替の手続きが有効である旨を説明する。その上で、概算年税額を伝え、それを超える金額の入金が必要である旨を説明する。ただし、金融機関によっては、国外転出により口座凍結がなされる場合があるので、注意が必要。

この場合の納税通知書は公示送達となる（法20の2）。

#### ③ 予納

納期が到来していない場合、予納の申出を受けることができる（法17の3）。ただし、税額が確定するまでは還付充当することができない（法17の3②）。予納は、手続きが煩雑になる場合があり、消極的な市区町村もあるが、HPに申出書を公開して、積極的に取り組んでいるところも増えてきている。納税通知書は（2）と同様、公示送達となる。

## 6 関係機関等へのアプローチ

前述の有効手段を駆使するには、国外転出する前に税務課窓口に来てもらう必要がある。最も困るのは、国外転出してしまった後にこの事実を知ることであり、いかにこの件数を減らしていけるかを考えなければならない。

### （1）お知らせ・チラシ・ポスター等の配布等

国外転出前に税務課に来てもらえるかは税務課単独の努力では限界があるため、関係機関を巻き込んで対応することが重要であり、以下のような関係機関への周知や協力依頼が欠かせない。

想定される関係機関には、入国管理局提出用納税（課税）証明書発行部署、住民基本台帳担当課、特別徴収義務者（預り金や納税管理人等）、入国支援団体（入国前研修等の活用）、日本語学校、入国管理局（出入国の現況に関する情報提供依頼等）などが考えられる。

### （2）総務省が作成するチラシ等の活用

総務省は、外国人や外国人を雇用する事業者等へ向けてのチラシ等を作成し、市区町村で活用してもらえるよう、HP（外国人の方の個人住民税について）に掲載している。

### （3）脱退一時金の活用

日本国籍を有しない者が、国民年金・厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、日本を出国した場合、日本に住所を有しなくなった日から2年以内に脱退一時金を請求することができる。このことを活用し、口座振替の届出依頼を検討している市区町村もある。

## II 相続人に対する個人住民税課税の実務

### 1 納税義務の承継

納税義務者が死亡した場合、相続人に納税義務を承継させ、租税債権の確保を図らなければならない。

#### （1）相続による納税義務の承継（法9）

納税義務者が賦課期日の翌日以後に死亡した場合は、相続人が納税義務を承継する。

死亡した納税義務者への通知行為は（2）①の場合を除き、納税義務を承継する人に通知しなければならない（実務提要P551・7）。

#### （2）相続人等の把握

① 納税義務者の死亡後その死亡を知らないでその者の名義でした賦課徴収等の通知は、その相続人の一人に送達された場合に限り、全ての相続人に対してされたものとみなされる（法9の2④）。

② 納税義務者が死亡した場合、相続人は納税義務を承継し、納税義務者（被相続人）が納付すべき税額を納付しなければならない（法9①）。

③ 相続人が複数の場合、相続人は賦課徴収等の書類を受領する代表者を指定することができる（法9の2①）。

すべての相続人又はその相続分のうちに明らかでないものがあり、かつ、相当の期間内（概ね3月）に相続代表者の届出がないとき、市区町村長は相続人の一人を代表者に指定することができる（法9の2②）。

指定した場合は相続人に通知しなければならないとされている（法9の2②）。

ここでいう、「すべての相続人又はその相続分のうちに明らかでないものがあり」とは、どのような事案かという点、地方税法総則逐条解説には、「被相続人の婚姻につき、無効の訴え又はその調停が継続しているとき」など、主な例が記載されている。

これらは、非常に稀な事案であり、市区町村が容易には把握できないものとなっている。つまり、市区町村長が相続人の一人を代表者に指定できる例はほとんどないと言える。

仮に指定できたとしても、その代表者は書類を受領する代表者であり、全額を納付する義務はないということを理解しておかなければならない。

④ 相続人が複数の場合、各相続人は、民法の規定による相続分により按分して計算した税額を納付しなければならない（法9②）。

#### （3）承継税額の確定

① 相続人が相続した方法を確認し、相続人及び承継する税額を確定する（必要に応じて家庭裁判所の申述受理証明書等で確認）。

② 相続人が複数の場合は、次の方法により被相続人の税額を按分し、各相続人の税額を確定させる（実際にどのように遺産を分配したかは問わない）。

ア 遺言による指定相続分があるときは、その相続分に応じて按分する。

イ 指定相続分がないときは、法定相続分（法定相続割合）に応じて按分する。

ウ 指定相続分の有無につき相当の調査をしても確認できない場合は、法定相続分に応じて按分する。

#### （４）相続人がいない場合（民951、952）

相続人のあることが明らかでない場合や相続人のいないことが明らかである場合（相続人全員が相続放棄した場合を含む）は、相続財産法人が成立する。

相続財産法人が成立すると、家庭裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、相続財産の清算人を選任しなければならない。

承継税額を確保したい場合は、利害関係人として家庭裁判所にその選任を請求することとなる（予納金が必要）。

清算人が選任されれば、納税通知書は、清算人の住所、居所、事務所又は事業所に送達することになる。

## ２ 実務上の課題

### （１）納税通知書の送付方法

法令上適法な納税通知書の送付方法は、戸籍調査等により法定相続人を確定させ、その法定相続割合で按分し、法定相続人それぞれに納税通知書を作成して送付することになる（法9②）。

しかし、この方法は、実務上もシステム上も難しいため、多くの市区町村で、以下のような運用方法がとられている。

① 被相続人の名義のまま送付する。

② 相続人代表者指定届を提出させ、代表者の名義で送付する。

③ 職権で代表者を指定し、代表者の名義で送付する。

④ 代表者を決めず、同居の家族宛に送付する。

⑤ 被相続人の氏名の後ろに承継人様を付けて送付する。

### （２）滞納になった場合の注意点

相続人が、万一滞納して、差押え等の滞納処分が発展した場合、上記のような運用方法で送付された納税通知書は、法令上、不完全な納税通知書と言わざるを得ないため、これに基づく滞納処分は有効なのかという疑義が生じる。

こうした点を理解の上、課税担当と納税担当で、情報を共有しておく必要がある。

### （３）特別徴収からの繰入れ時の注意点

当初、給与特別徴収又は年金特別徴収だった納税者が、途中で亡くなり、年税額の一部が特別徴収により納入され、残税額が普通徴収に繰入れられる場合、法令に則れば、残税額を按分した税額が各相続人に対して課税されることになるが、納税者の課税取消しに伴って、特別徴収納入分まで削除されてしまったり、調定額が合わなくなったりしてしまう恐れがあるため、注意が必要。

## 終わりに

税制度は非常に複雑で、時々社会情勢に合わせて毎年制度改正が行われる。

税制度は住民の関心も高いことから、税務担当課職員には、制度の成り立ちやその背景、改正の意義など、様々な観点から説明責任が果たせるスキルが求められる。

私の研修では、こうした点に重点を置き、これらの説明に多くの時間を割いているため、一人でも多くの職員に参加していただきたい。詳細は、東京税務協会のHPに公開しているので、ご覧いただければ幸いである。